

札幌市立大倉山小学校 いじめ防止基本方針

いじめ防止対策委員会

令和8年度

1. いじめの防止等の基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。国ではいじめ防止対策推進法（以下、「いじめ防止法」という。）第11条第1項の規定に基づき策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」の中で、以下のとおり、いじめ防止等の基本理念を掲げている。

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

※「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋

本校では、この理念に基づき、児童が安心して楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校づくりに全教職員が連携と協働の意識をもって取り組んでいく。

2. いじめの定義及び基本的理解

いじめ防止法では、以下のとおりいじめを定義している。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめ防止法第2条」より抜粋

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめ防止法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合や、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいた場合などにおいて、当該児童

がそのことを知らずにいたとしても、いじめる行為を行った児童に対して教育的指導が適切に行われるべきである。

加えて、いじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。発達の段階や状況によっては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も考えられる。ただし、この場合においても、法が定義するいじめには該当するため、本校のいじめ対策組織である「いじめ防止対策委員会」で情報共有し、組織として対応することが必要である。

本いじめ防止基本方針は、いじめ防止法、令和元年6月改定の「札幌市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全ての児童がいじめに向かわずに、安心して日々の生活を送ることができるよう、学校と家庭、地域住民、その他あらゆる関係者と連携しながら、いじめの防止や早期発見、早期に対応にあたっていくために策定するものである。

3. 基本方針・推進計画

	重点的・具体的な取組	行動計画・行動目標	中心となる職員等
未然防止	○ 学校安全計画	<ul style="list-style-type: none"> 学校安全計画に「いじめの防止」「命を大切にする指導」を位置付け、体系的・計画的な取組を進める。 校長が不在のときは、教頭の指示のもと、組織的に見守りや指導を行う。(教頭不在時は教務主任) 	<ul style="list-style-type: none"> 校長 教頭 教務主任
	○ 「いのちの学習」	<ul style="list-style-type: none"> いのちの大切さを見つめ直す月間(9月)を設定し、学習として位置付ける。 道徳の授業を通して、生命の大切さ、お互いの個性を理解する場を設定する。 人とのよりよい接し方について、教員の研修を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 担任 教務 養護教諭 スクールカウンセラー
	○ 友達とのつながりを大切にした授業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 少人数グループや学級全体で意見を交流する場を通して、友達のよさを感じることができるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 担任 知の部
	○ 異学年交流	<ul style="list-style-type: none"> 異学年での交流活動を充実させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 徳の部 担任
	○ 情報モラル教育	<ul style="list-style-type: none"> ネットモラルの学習を総合の授業で位置付け、4月に全学年で取り組む。 クロムブックを持ち帰って家庭でネットモラルに関する動画の視聴を行い、家庭との意識の共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報化推進委員会
	○ 道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 教育活動全体で、思いやりや自他の命を大切にする心を育てる指導に努める。 道徳の授業では、児童一人一人が「道徳的価値のよさ」を理解し、自分との関わりで捉え、自分なりに発展させていくようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 道徳教育推進教諭
	○ 地域や様々な方々との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方を中心に、様々な方からの情報に耳を傾け、職員間で共有するようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の方 教頭

未然防止	○ 教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ スクールカウンセラーに気軽に相談することができるよう、相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーの役割や活用について、児童や保護者に周知する。 ・ 家庭への福祉的な支援が必要な場合にはスクールソーシャルワーカーと連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教務主任 ・ 担任 ・ 教頭 ・ 学びの支援 コーディネーター ・ スクールカウンセラー ・ スクール ソーシャルワーカー
早期発見	○ アンケートでの実態把握、教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評価児童アンケート(記名式)を年に2回、実施する。(6月・12月) ・ 教育委員会による「悩みいじめ調査」を実施する。 ・ 実施後は、全校児童の調査結果をまとめ全職員で情報の共有を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教務主任 ・ 担任 ・ 教頭 ・ 学びの支援 コーディネーター
	○ 日常的な児童理解	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任が一人一人の児童のよさや困りを捉え、声をかけることを大切にする。 ・ いろいろな場で、子どもを見守り、得た情報から児童の困りを早期発見し、全職員で共有する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任 ・ 学年
	○ 保護者との連携の重視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡無く欠席した児童の家庭には、朝のうちに必ず連絡を入れる。 ・ 欠席理由が曖昧な児童には、担任から連絡をする。 ・ 保護者との個人懇談だけでなく、日常的に気になることは家庭に知らせる。場合によっては、保護者と面談をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任 ・ 学年
いじめへの早期対応	○ 正確な事実確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周囲の子どもを含め、関係の子どもから速やかに聞き取り、事実確認を的確に行う。 ・ いじめの相談があった場合、保護者に把握した事実と対応を整理し、早期に連絡する。 ・ 事実確認に必要な項目を職員で共通理解する。(聞き取りシートを作成する。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任 ・ 学年 ・ 全職員
	○ 組織で対応、指導方針の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策委員会を定期開催(月に1回)または、状況に応じて招集し、指導、支援方針を決定する。 ・ ケース会議開催後、いじめ防止委員会を通して全職員が共通理解を図る。(構成員全員がそろわない場合でも出席可能な構成員で開催し、定例会議などで再度確認をする。) ・ 事実、指導を記録する。 (概要をサポートプランに記録していく。) ・ 教育委員会、関係機関、警察署との連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止対策委員会
	○ 被害児童への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休み時間等の見守りを実施し、安全を確保することで心配や不安を取り除けるように関わる。 ・ 子どもの心に寄り添い、心のケアに努める。(SCとの連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任 ・ 学年 ・ 担任外 ・ スクールカウンセラー ・ いじめ防止対策委員会

いじめへの早期対応		<ul style="list-style-type: none"> ・学級、学年への全体指導を本人及び保護者の了解のもと行い、よりよい集団づくりを推進する。 ・保護者との連絡を密にとり、把握した事実関係を途中段階でも伝える。 ・いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施する。 	
	○ 加害児童への指導と助言	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、いじめに向かわない心を育む。 ・いじめという行為に至る経過、心情を把握し、その児童がもつ本来の優しい気持ちをひき出し、被害者児童の気持ちを想像できるようにする。そのことにより、加害者児童本人が自ら自分の行為について振り返り、いじめの行為を行わないよう促す。 ・いじめの行為はその場で指導する。 ・保護者には、事実関係を正確に伝えるとともに、以後の対応を適切に行えるよう協力を求める。 ・本人のいじめの背景にある要因を理解し保護者との連携のもと、継続的に全職員で支援していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任(・担任外) ・学年 ・いじめ防止対策委員会
	○ 対応の振り返り再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・指導・支援体制について話し合い見直していく。 ・児童理解研修会を開く。 ・同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係づくりを進める。 ・学校評価において、いじめの防止等の取組を適切に評価できるよう、保護者や地域社会、関係機関との連携協力の状況などの評価項目を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任外 ・外部機関 ・担任 ・学年主任
いじめの解消	○ いじめ解消の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・事案発生から3か月を目安に、被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)がやんでいる状態が相当の期間継続していることを確認する。 また、「被害者が心身の苦痛を受けていない。」という条件を満たしているか、本人及び保護者への面談などを通して確認し、これらを満たしていると判断された場合は「いじめの解消」とする。 ・いじめが解消していると判断された後も日常的に観察は続けていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会

・ケースにより、窓口を担任外とする場合もある。